

議第 88 号

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 7 月 31 日提出

京都市長 松 井 孝 治

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 12 条中「の条例」を「に規定する条例」に、「、1 週平均」を「又は 1 週平均」に改め、「又は勤務日ごとの正規の勤務時間数」を削る。

第 12 条の 2 の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「法第 19 条第 1 項」を「第 1 号部分休業（法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項）に、「（以下「部分休業」という。）」を「をいう。）」に改め、「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 12 条の 3 第 2 号部分休業（法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 日の正規の勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（部分休業の請求に係る 1 年の期間）

第 12 条の 4 法第 19 条第 2 項に規定する条例で定める 1 年の期間は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

（第 2 号部分休業を請求することができる時間の範囲）

第 12 条の 5 法第 19 条第 2 項第 2 号に規定する条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 7 7 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の 1 日の正規の勤務時間数に 10（1 週平均の正規の

勤務日数を考慮して別に定める非常勤職員にあつては、別に定める数) を乗じて得た時間

(部分休業の請求に係る申出の内容を変更することができる特別の事情)

第12条の6 法第19条第3項に規定する条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出をした時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第13条第1項中「職員が」の右に「法第19条第1項に規定する」を加える。

第14条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第14条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項に規定する条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第2号に掲げる範囲内でこの条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の請求をする職員に対するこの条例による改正後の京都市職員の育児休業等に関する条例第12条の5の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、職員の部分休業を拡充する等の必要があるので提案する。